

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、香川県三郎池土地改良区から平成23年7月20日土地改良事業（非補助土地改良事業長池地区（三谷工区））の換地処分をした旨届出があった。

平成23年8月5日

香川県知事 浜 田 恵 造